

令和6年度 第4回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨

日 時：令和6年12月19日（木） 午後1時30分～2時55分

会 場：東吾妻町役場 3階 301会議室

委員出欠：

選出区分	氏名	所属・職名	出欠
住民代表	市川 秀雄	草津町	出
	金子 勝美	長野原町	出
	武藤 宏道	東吾妻町	欠
	加部 政喜	東吾妻町	出
	加部 敏通	東吾妻町	出
学識経験者	八楯 浩	全国都市清掃会議 技術部長	出
	田中 恒夫	前橋工科大学 工学部教授	欠
	関谷 隆	東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場長	出
関係町村、関係一部事務組合職員	小池 宏之	中之条町 保健環境課長	出
	本田 昌也	長野原町 町民生活課長	出
	望月 浩二	嬭恋村 住民課長	出
	宮崎 雄一	草津町 生活環境課長 草津町クリーンセンター（兼務）	出
	都築 喜久雄	高山村 住民課長	出
	谷 直樹	東吾妻町 町民課長	出
	飯塚 仁	吾妻東部衛生センター 所長	出
	櫻井 雅和	西吾妻環境衛生センター 所長	出
	滝澤 文彦	西吾妻衛生センター 所長	出
副管理者	石村 文明	東吾妻町 副町長	出

事務局：吾妻環境施設組合 副管理者（東吾妻町副町長） 石村 文明  
吾妻環境施設組合 事務局長 蜂須賀 徹  
吾妻環境施設組合 事務局次長 奥木 明彦  
吾妻環境施設組合 事務局員 宮崎 剛  
吾妻環境施設組合 事務局員 黒岩 亨  
吾妻環境施設組合 事務局員 茂木 秀兵  
（株）環境技術センター 事業本部 部長 味澤 伸輔  
（株）環境技術センター 計画課 課長代理 西川 素平

傍聴者：（公財）群馬県建設技術センター 建設支援課 FM計画室長 高橋 康夫  
（公財）群馬県建設技術センター 建設支援課 課長 南雲 成也

- 次 第： 1 配布資料の訂正  
2 開会  
3 審議事項  
(1) 第3回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨について  
(2) 第3回委員会における指摘事項への対応について  
(3) 財源計画について  
(4) 事業方式について  
(5) 工事発注方式について  
(6) 整備スケジュールについて  
(7) 今後の課題について  
(8) 提言書のまとめについて  
4 連絡事項  
(1) 生活環境影響調査の進捗状況  
5 閉会

(配布資料)

- ・ 次第
- ・ 第4回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 席次表
- ・ 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 委員名簿
- ・ 資料1 第3回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨
- ・ 資料2 第3回委員会における指摘事項への対応
- ・ 資料3 財源計画について
- ・ 資料4 事業方式について
- ・ 資料5 工事発注方式について
- ・ 資料6 整備スケジュールについて
- ・ 資料7 今後の課題について

- ・資料8 提言書のまとめについて
- ・資料9 生活環境影響調査の進捗状況
- ・吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例
- ・同施行規則
- ・資源物収集場所での「家庭ごみの分け方・出し方」（吾妻東部衛生施設組合の事例）

1. 開会に先立ち配布資料の訂正（事務局 奥木次長）

2. 開会（事務局 蜂須賀局長）

「資料1」の第3回委員会の議事要旨について、修正が必要な事項があれば、事務局に連絡願いたい。

「資料2」の第3回委員会で指摘した事項へ対応について、修正が必要な事項があれば、事務局に連絡願いたい。

3. 審議事項

(1) 第3回委員会における指摘事項への対応について

(委員)

- ・14 ページ表 8-2-1 の草津町の硫黄酸化物のK値が「-」となっているのはなぜか。

(事務局)

- ・情報確認中で記載を保留している。確認して値を記載する。

(2) 財源計画について

(事務局) 下記資料の説明

資料3 について

(委員長)

- ・施設整備のために積み立てている基金はあるか。

(事務局)

- ・先行的に交付された補助金の積み立てによる基金がある。

(委員)

- ・起債する場合、町村ごとに起債する場合と、組合として起債する場合が考えられるが、草津町は過疎債が使えないので、起債の際に町村間で不平等とならないように配慮願いたい。

(委員)

- ・起債は、それぞれの町村の財政状況を踏まえて、柔軟に対応いただきたい。

(委員)

- ・町村財政において過疎債の限度額を踏まえた検討が必要であり、過疎債に負担金の全部を充てられるものでもない。

(事務局)

- ・過疎債の対象となる町村と、対象とならない町村があるので、負担金について

は、6 町村長の会議でご判断いただく。

(事務局)

- ・起債の制度上、組合として過疎債を起こすことはできず、組合として起債する場合は「一般廃棄物処理事業債」を利用することになる。
- ・当組合は、構成町村のうち 1/2 以上の町村が過疎地域に指定されていることから、環境省の交付金の交付要件上の「過疎地域」には該当している。

(事務局)

- ・当組合は交付要件上の「過疎地域」には該当するため、熱回収率等の交付要件が緩和されている。
- ・町村により事情が違うことは承知しているが、過疎債の利用により特定の町村に不利益となるということはないと考えている。

(委員長)

- ・各町村や組合にとって最大公約数的な、有利な方法をとれるように検討が必要。
- ・財源に関する情報は重要であり、一般住民の関心も高い。
- ・一般財源の持ち出し分の情報について、ホームページなども活用して、組合からの発信方法を工夫すべきと考える。
- ・「一般財源、交付金、起債を組み合わせる財源を確保する」ということについては、了承するということがよいか。

(異議なし)

### (3) 事業方式について

(事務局) 下記資料の説明

#### 資料4 事業方式について

#### 1. 事業方式の方針について

(委員)

- ・現有施設の組合職員の処遇をどうするかということが、事業方式に反映されるのか。

(事務局)

- ・組合職員の処遇について各組合に検討を依頼している。
- ・各組合の回答を踏まえて運営方法について再検討の必要があると考えている。

(委員)

- ・現施設で働いている組合職員の士気が落ちることなく、将来にわたって働けるよう、検討していただくことを要望する。

(委員)

- ・事業方式は、時代ごとの課題に対応して、公設公営方式（直営）方式 → 公設運営委託方式（単年度役務委託） → 長期包括運営委託方式 → DBO方式 と変遷してきた。
- ・長期包括運営委託方式までの方法では、プラントを作ったメーカーに運転委託をすることになり、競争性が働かないという問題があった。運転委託の部分にも競争性を働かせるためにDBO方式が出てきた。
- ・PFI方式は民間の資金で建設から運営までを行う、DBOに近い方式。
- ・公設方式では公共が資金調達するのに対して、PFI方式では民間が資金調達する。PFI方式は金利が高くなるため、公設方式に比べて総事業費は高くなるが、調達した整備事業費、運営事業費の総額を事業期間全体に配分して返済するため、年度ごとの支出の平準化が図れる。
- ・一方、DBO方式は、支出の平準化は運営事業費に限られるが、公設方式であるため、総事業費を下げるのが期待できる。
- ・PFI方式は実績が少なく、競争性の確保が難しいため、DBO方式の採用が多いのが現状。
- ・公設公営方式（直営）は、市町村の職員が運転管理を行うため、自治体としての運転ノウハウや危機管理の技術継承、地域特性を踏まえた対応の面で優れた面がある。
- ・公設公営方式（直営）は、一般的には、運営事業に関して競争原理が働かないためにコストアップにつながり易いと言われているが、実際に直営で運営している自治体（例えば横浜市）では経費削減の工夫をしており、必ずしもその指摘は当たらない。
- ・したがって、事業方式の検討対象は、DBO方式と長期包括運営委託方式に限らず、表 17-3-1 に掲げられているすべての方式に広げて議論を行うべきと考える。

(事務局)

- ・幅を広げて事業方式を検討すること、2つの組合のプロパーの職員の処遇等の検討も踏まえた表現に改める。

(委員長)

- ・事業方式の記述について、事務局で修正すること。

## 2. 事業期間について

(委員)

- ・事業期間を15年でなく20年とする理由は何か。

(事務局)

- ・20年間という期間内の大規模改修リスクは低いと考えている。事業期間後に行わなければならないと予想される大規模改修の計画を、20年間の事業期間内に行うことを想定している。

#### (4) 工事発注方式について

(事務局) 下記資料の説明

##### 資料5 工事発注方式について

(委員長) 補足説明

- ・総合評価落札方式は、価格偏重の一般競争入札の弊害を回避するために、入札価格だけでなく、技術、地域貢献などの提案も含めて総合的に評価する方式。

(事務局) 補足説明

- ・事業者選定委員会は、有識者、弁護士を含む7～8人規模の委員会とする予定。
- ・人選は未定。

(委員長)

- ・表17-4-1は例示であり、この内容についても事業者選定委員会で設定するという理解でよいか。

(事務局)

- ・ご理解のとおり。

(委員)

- ・「また表中(b)は・・・」という文章は、今後、事業者選定委員会で決定する事項であるので、ここに記載するのは不適切と考える。
- ・地元貢献などについて、どのように評価をするのかきちんと議論した上で、評価基準を定めるべきである。

(委員長)

- ・事務局で表現を検討すること。
- ・工事発注方式、事業者の選定方法について、了承するという事によいか。

(異議なし)

#### (5) 整備スケジュールについて

(事務局) 下記資料の説明

##### 資料6 整備スケジュールについて

(委員長)

- ・建設準備段階の「循環型社会形成推進地域計画」は一般の方にはなじみのない計画なので、概要を説明願いたい。

(事務局)

- ・「循環型社会形成推進地域計画」は環境省に交付金申請をする際に必要な計画。
- ・これからどのような処理を行うために、どのような施設を整備する予定か、また、その整備費用、申請予定の交付金の額などをまとめたもの。

(委員)

- ・令和9年度に計画されている循環型社会推進地域計画策定の「第2期計画策定」はこのタイミングで策定して何に使うのか。

(事務局)

- ・令和4年度に計画した地域計画が令和9年度に終了するため、続く施設整備期間の計画として第2期計画を令和9年度に策定する。

(事務局)

- ・交付金を得るための5年間の計画が一旦終わるため、次の5年間の計画を出す必要がある。地域計画は5年毎の見直しが必要となる。

(委員)

- ・「第2期計画」が、「第1期計画」の見直しならば、そのことが分かるように記載すべき。

(委員長)

- ・「循環型社会形成推進地域計画策定」は、他の項目とは異質な項目で、記載方法に工夫が必要と考える。

(委員)

- ・設計・建設、施工管理の契約期間は令和12年度の途中までとするのか。

(事務局)

- ・当初は令和11年度中に施設を完成させて、令和12年度初めに供用開始というスケジュールを想定していたが、メーカーへのヒアリングなどを通じて、働き方改革等による工事期間の長期化などの要因から、現実的に令和11年度中の引き渡しは難しいことが分かってきた。
- ・そこで、試運転や性能確認等を令和12年度初めからとして、工事の契約期間及び本格稼働を令和12年度途中としたいと考えている。

(委員長)

- ・スケジュールについては了承するということでよいか。
- (異議なし)

(6) 今後の課題について

(事務局) 下記資料の説明

資料7 今後の課題について

(委員長)

- ・表2の「7.1.4 炉数（系列数）の比較」の「今後の対応」に「1 炉構成も可」という記述があり、その条件を、「炉が 1 週間程度停止した場合でもごみの受け入れが継続可能」としている。
- ・1 炉構成の場合は、炉の停止に至った支障が解消しないと運転再開ができないが、経験的に1 週間程度では運転が再開できないことがある。例えば水銀の濃度が基準を超えて、復旧までに2 週間程度かかった事例がある。
- ・したがって、2 炉構成が望ましいと考えるが、1 炉構成とする場合の条件はもっと厳しくした方が良いのではないか。

(委員)

- ・計画している全連続炉の場合、復旧までに1ヶ月ぐらいかかることもある。
- ・それを想定してピット容量を大きくすると、その分の掘削量が多くなり、建設コストが上がることになることにも留意が必要。
- ・この条件については、メーカーからのヒアリング情報も考慮して、しっかりした条件設定をする必要がある。
- ・DBO方式で委託先とのリスク分担をしたとしても、「1 週間分」という条件提示をして建設した施設で、ピット容量が不足した場合のリスクは行政側に返ってくる。

(委員)

- ・ピットが満杯に近い状態で1 週間炉が停まる事態が起きた時が心配。
- ・リスク回避の面から、2 炉構成の方が良いと考える。

(委員)

- ・今回の施設整備で、最終処分場は建設するのか。

(事務局)

- ・当面の間、現在も使用している長野原町にある西吾妻環境施設組合の最終処分場を引き続き使用する予定。

(委員)

- ・西吾妻環境施設組合の最終処分場は排水をしていないと承知している。
- ・最終処分場の排水が問題になることがあり、計画に最終処分場に関する記述がなかったので質問した。

(委員)

- ・西吾妻環境施設組合の最終処分場は水処理を行っており、きれいにした水を排水している。

(事務局)

- ・ごみ処理施設の整備に伴い、建設予定地に最終処分場を建設する計画はない。
- ・最終処分場を建設する際には、候補地の選定から改めて手続きを踏むことになる。

(委員)

- ・表1の「17.3.2 事業方式の方針」の「今後の対応」は、資料4の修正と整合を取って、事業方式の検討対象の幅を広げるよう、記述を改める必要がある。

(事務局)

- ・整合を取って修正する。

(委員長)

- ・今後の課題について大筋で了承するということでよいか。

(異議なし)

## (7) 提言書のまとめについて

(事務局) 下記資料の説明

資料8 提言書のまとめについて

(委員長)

- ・この後の提言書案の取りまとめ作業は、基本的に正副委員長と事務局で行い、表1のスケジュールに沿って進めることについて、了承するということがよいか。

(異議なし)

(事務局) 補足説明

- ・基本計画(素案)は提言書に先駆けて、でき次第送付するので、各委員にチェックを願いたい。

(事務局 蜂須賀局長)

- ・ 予定したすべての審議が終了したので、委員長に挨拶をお願いしたい。

(委員長 まとめの謝辞)

#### 4. 連絡事項

##### (1) 生活環境影響調査の進捗状況

(事務局) 下記資料の説明

資料9 吾妻郡一般廃棄物処理整備に係る生活環境影響調査の進捗状況

#### 5. 閉会 (副委員長 閉会挨拶)

以上